

市営住宅だより

No. 8

令和2年(2020年)2月号

発行

豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市営住宅募集・管理センターTEL. 06-6858-2395 (直通)
FAX. 06-6858-2401

〈 令和2年度 〉 収入認定兼家賃決定 通知書

〈 令和2年度 〉 収入超過者認定 通知書

▼ をお届けします ▼

収入認定兼家賃決定通知書

市営住宅条例第11条2項の規定により、あなたの収入額を下記のとおりに認定するとともに、支払家賃額について通知します。

団地	棟名	部屋番号
収入のある入居者		
続柄	所得額	

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日
			令和元年10月1日
家賃	適用開始年月	適用終了年月	
	令和2年4月	令和3年3月	

令和2年4月からの家賃です

収入超過者認定通知書

市営住宅条例第11条2項の規定により、あなたの収入額を下記のとおりに認定するとともに、同条例第15条第1項の規定により、あなたを収入超過者と認定します。

収入超過者は、同条例第16条の規定により、市営住宅を明け渡す努力義務があります。

団地	棟名	部屋番号
収入のある入居者		
続柄	所得額	

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日
			令和元年10月1日
家賃	適用開始年月	適用終了年月	
	令和2年4月	令和3年3月	

収入超過年数
年

〈 収入申告未提出と記載された方へ 〉

収入申告書が未提出、及び不足書類のある方は**収入の認定ができないために近傍同種の家賃（民間賃貸住宅並みの家賃）が適用されています。**

すみやかに「豊中市営住宅募集・管理センター（☎06-6858-2395）」へ確認の上、必要書類を提出してください。

〈 収入の変動があった方、同居者の転出等があった方へ 〉

収入申告書提出後、転職や退職で収入が減少した方、同居者の転出等があった方は収入の認定更正ができる場合がありますので、豊中市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。

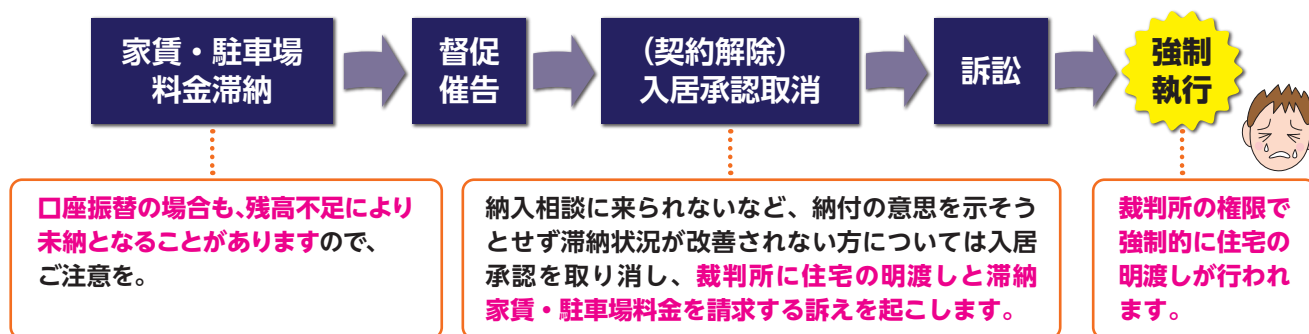
《収入超過者・高額所得者と認定された方へ!》

市営住宅は、住宅に困っておられる収入の少ない方に低廉な家賃で入居していただくための住宅です。したがって入居後収入が増加し、「収入超過者」と認定された方には住宅の明渡努力義務が、「高額所得者」と認定された方には住宅の明渡義務が、それぞれ公営住宅法等で課せられています。特に高額所得者の方については、住宅を明け渡ししていただくことになりますので、ご注意ください。

収入超過者・高額所得者の方は民間賃貸住宅や、大阪府住宅供給公社賃貸住宅・UR都市機構賃貸住宅といった公的住宅への自主的な転居をお願いします。

《家賃・駐車場使用料の払い忘れなどはありませんか?》

- 家賃・駐車場使用料は必ず納期内に納めてください。滞納により駐車場が使えなくなったり住宅の明渡しを求められることがあります。収入の減少などで納入が困難となったら**まずは、ご相談を!**
- 納付書を紛失された方は、豊中市営住宅募集・管理センターまで連絡してください。
- 領収証書は大切に保存してください。

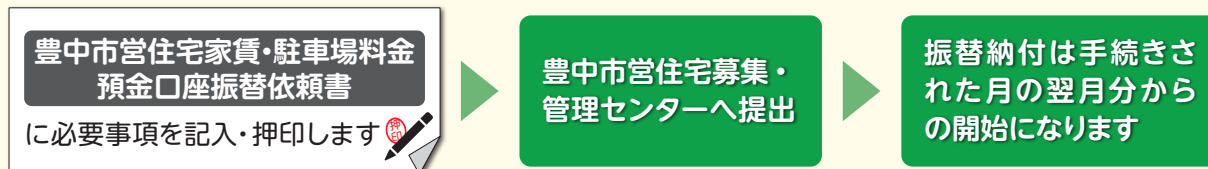


家賃・駐車場料金のお支払いは安心・便利な口座振替で

仕事の都合で、子供の育児で、忙しく銀行窓口までなかなか行けない、この頃身体の調子がすぐれず振込に行けない。このような声をみなさまから多く聞かれるようになってきました。

豊中市営住宅は、納付手続きの負担が軽減される便利で安心な口座振替を推奨しています。手続きがまだの方は、「豊中市営住宅募集・管理センター」までお申し出ください。詳しくご説明させていただきます。

■申し込みから開始までの流れ



なお、**引落しは毎月末日です。ただし、金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日**になります。

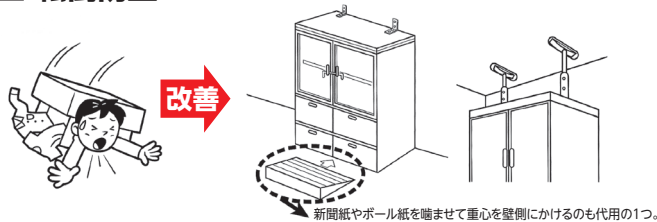
また、残高不足等により振替不能となった家賃等については、再度振替は出来ません。後日、お知らせと共に送付する納付書により、金融機関にてお納めください。

取扱い金融機関の支店は、全国の支店が利用可能になりました。便利さがさらに広がっています。

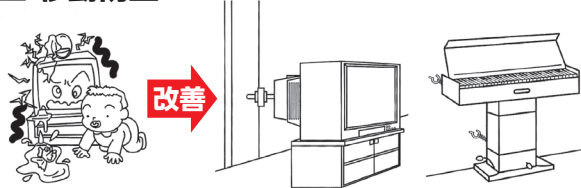


身近な空間の安全点検と対策

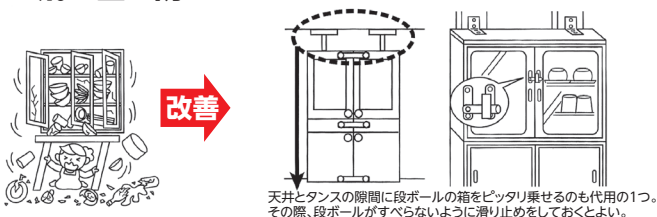
転倒防止



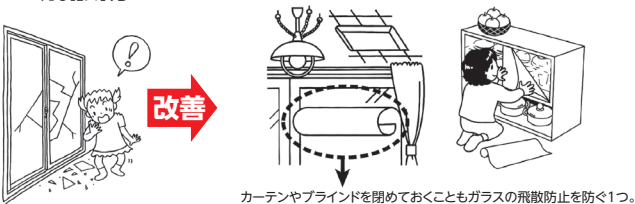
移動防止



飛び出し防止



飛散防止



被害に耐える力 (最小限の確保)



大地震直後は、床には足の踏み場もないくらい、何もかも乱雑に投げ捨てられたようになってしまいます。その中から必要なものを持ち出すことは大変なことである。だからこそ、安全なところで**すぐに持ち出せる場所に緊急持ち出し袋を備えておく**ことが大事です。

わが家の
防災チェック

緊急持ち出し袋

確保1 安全な部屋に緊急持ち出し用品を備えておく。

確保2 水・食料の一部も備蓄しておく。風呂の水を貯めておくなどの習慣付けをしておく。

確保3 貴重品も入れておく。被災しても現金があればすぐに物品購入ができる。免許証・保険証・銀行通帳等、自分の身分を証明するものを持ち合わせておくことも大事です。

災害対策に備えも確認しよう

お住まいでどのような防災対策に取り組んでいるのか、まずは知るところから始めましょう。

非常用設備を知る

消火栓などの設備について、いざという時に慌てないよう、使い方や設置場所まで知っておくことが必要です。



防災マニュアルを確認する

豊中市発行の防災マニュアルやハザードマップ（浸水、土砂災害）を確認しておきましょう。市のホームページに掲載しています。



防災備蓄品を確認する

広域にわたる災害時には、行政の支援がすぐに受けられません。自宅に備蓄している水・食料や応急手当用品などを、保管場所や使用方法などとともに確認しておきましょう。



防災訓練に参加する

定期的に訓練して、シミュレーションをしておくことが重要です。お住まいの地域で行われる防災訓練などに積極的に参加しましょう。



災害時の協力体制を確認する

災害時のお住まいの協力体制について防災マニュアルなどで確認しておきましょう。ご近所との日頃のコミュニケーションも有効です。



避難経路を確認する

速やかに避難できるように、あらかじめ避難経路を確認しておきましょう。



・ 防災用品チェックリスト ・

●用意しておきたい品

◆あると便利な品

備蓄の
目安

■飲料水：1日に2～3ℓの水を必要とし、そのうち、1～1.5ℓが飲み水

■トイレ：1人1日5回（内閣府による被災時のトイレ使用回数の試算より）

■備蓄量：通常、災害発生時から公的な援助物資が届くのは3日後



生活用水

	数量	期限など
●飲料水		
◆ポリタンク・給水袋		
◆バケツ		



灯り

	数量	期限など
●懐中電灯		
●予備用乾電池		



防寒

	数量	期限など
●カイロ		
◆レインコート		
◆サバイバルシート		
◆寝袋		



トイレ

	数量	期限など
●非常用トイレ		
●トイレットペーパー		
◆ビニール袋		
◆新聞紙		



衛生

	数量	期限など
●救急用品		
●使い捨てマスク		
●消毒液		
●ティッシュ		
◆ウェットティッシュ		
◆下着・タオル		
◆生理用品		



非常食

	数量	期限など
●保存食		
●カセットコンロ、IHクッキングヒーター		
●カセットガス		
◆調理用品		
◆ラップ・アルミホイル		



お年寄りがいたら

	数量	期限など
●老眼鏡		
●入れ歯		
●洗淨剤		
●オムツ		



赤ちゃん、子供がいたら

	数量	期限など
●ミルク		
●ガーゼ		
●オムツ		
●おしりふき		
◆絵本		



貴重品

	数量	期限など
●現金		
●保険証コピー		
●免許証コピー		
◆薬		
◆お薬手帳コピー		



その他

	数量	期限など
●消火器		
●動きやすい靴		
●ヘルメット		
◆眼鏡		
◆軍手		
◆地図		



・ 我が家のチェックリスト ・

廊下

- ☐ 廊下にモノはなく、散乱するおそれはない
- ☐ 出入口を塞ぐおそれのあるものは置かれていない

キッチン

- ☐ 食器棚のガラスに飛散防止フィルムを貼っている
- ☐ 食器棚の棚板に、滑り止めシートを敷いている
- ☐ 食器棚に耐震ラッチャやストッパーをつけている
- ☐ 刃物、ガラスのコップなど飛び出さないよう収納している
- ☐ 炊飯器、レンジなどは安定したところに置いている
- ☐ 冷蔵庫を転倒防止器具で固定している
- ☐ 消火器を備えている

リビング

- ☐ テレビを固定している
- ☐ 本棚など、背の高い家具は固定している
- ☐ 家具のキャスターを固定している
- ☐ 家具が倒れても出入口が塞がらないレイアウトだ
- ☐ タコ足配線にほこりは溜まっていない

その他

- ☐ 水や非常時の食料を定期的にチェックしている
- ☐ 非常袋の懐中電灯やラジオの動作確認をしている
- ☐ 通帳や重要書類は決まった場所に整理されている
- ☐ 家族で、災害時の行動を話し合っている
- ☐ 車に防災グッズを備えている

わが家のここが 危ない！

対 犯 力



1 ガラス破り

クレセント(カギ)近くの窓を小さく割って、クレセントを開錠し侵入されました。犯行時には隣の方は在宅していましたが、ガラスの割れる音には気づきませんでした。



【ご注意】

網入りガラスは延焼防止のためのもので防犯性能は高いものではありません。

対策事例 簡便で安価なものとして、補助錠があります。最近では、両手を使わないと開錠できないタイプがあります。これを窓の上下2カ所に設置するのが有効です。その他には、センサーアラームや防犯フィルムなどがあります。

3 こじ開け

外開きドアでかんぬき(デッドボルト)が外から見えるケースの扉で隙間にバールを挟み強引にこじ開け侵入されました。とくに廊下から死角となる玄関が狙われるようです。

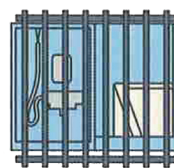


対策事例 こじ開け防止のために、ガードプレートが設置されたドアの事例です。この他には、ドア上部に別の鍵をつけて二重ロックにすることも時間をかけさせる上で有効な方法だといえます。



2 面格子破壊

面格子があるからと、窓に防犯対策はされていませんでした。犯行時には隣の方は在宅していましたが、面格子を破壊する音には気づきませんでした。



対策事例 面格子だけに頼らず、窓にもガラス破りの対策をしておくのが有効だといえます。とくに、面格子の窓では、外出する際にも、空気の入替えをするからと、少し窓を開けたままにしている人が多く、そこから被害にあったという件数が増えており、注意が必要です。

4 乗り越え侵入

パーテーション、排管、植木、フェンス等を超えてベランダに侵入します。対策には、忍び返しを設置やガラス破りの対策が必要です。



5 サムターン回し

サムターンを操作して玄関から侵入します。方法には、ドリルで穴を開けたり、郵便受けを破壊したり、ドアスコップを外して操作するなどがあります。



6 ピッキング

特殊工具をカギ穴に差し込んで開錠します。技術を要することから、最近では減少傾向にあります。



防犯対策 ~3つのポイント~

①コミュニティ活動を活発に

コミュニティ活動の基本は近所付き合いです。「隣はなにをする人ぞ」ではコミュニティはできません。ただし、隣人のプライバシーに立ち入らないことが原則です。また、泥棒は声をかけられたり挨拶されることを嫌います。日頃の何気ない挨拶は、防犯効果をもたらしていることをご理解ください。また、入院等で一定期間不在になる場合は市営住宅募集・管理センターまでご連絡ください。状況によっては安否確認のために部屋に入ることがあります。



②施錠は確実にしましょう

ゴミ出しなど短時間の外出でも必ず施錠をするようにしてください。また、2階以上のお部屋でも、外出する時は必ずベランダ側のサッシ戸にも施錠をしてください。屋上から雨どいを伝ったり、階下から登って来たりして侵入したケースもあるからです。夜におやすみになる場合も同様です。



③鍵の管理とドアチェーンの活用

お部屋の鍵には、部屋番号などが分かるようなものはつけないでください。鍵を失くした場合、その鍵で部屋を特定され、侵入されることがあります。また市営住宅には多数の人が出入りしています。中には歓迎できない人も。ドアチェーンをかけたままの対応も失礼ではありません。簡単にはドアを開けないことです。



・ 防犯自己診断シート ・

下記の自己診断シートで、お住まいの住宅の防犯度をチェックしてみてください。
該当する項目が多数ある場合、防犯対策を考える必要があります。
この機会に自己診断をしてみてください。



住宅（専有部分）の防犯度

診断項目	対策事例
☐ 面格子がある窓は開けておくことが多い	面格子に形状によっては破壊による侵入もあるので、ガラス破りの防止を検討してください。
☐ 玄関扉付近は共用廊下から見えない	ドロボーは人目につくことを嫌がるので死角は格好の仕事場です。反射鏡（ミラー）の設置などを検討してください。
☐ フェンス、植木があるから、高層階だからと、ベランダの窓は開けておくことが多い	ベランダは死角となりドロボーは人目を気にせず犯行におよびます。必ず施錠しましょう。
☐ 施錠せずにゴミを出しに行くことがある	ドロボーの犯行時間は5～15分です。短時間でも戸締まりを忘れずしましょう。
☐ ドアチェーンをあまり使用していない	押し入られると助けも呼べない。生命の危険もあります。こまめにドアチェーンをかけましょう。
☐ 子供が一人で留守番をすることがある	留守を確認する探りの電話を入れてくることもあります。対応方法をよく子供に教えましょう。



共同施設（共用部分）の防犯度

診断項目	対策事例
☐ 過去に被害に遭った住戸がある	最近は味をしめて、短期間に何度も犯行に訪れるケースがあります。確実な施錠を心がけましょう。
☐ 住民同士の挨拶が活発でない	廊下等で会えば積極的に挨拶を交わしましょう。
☐ 住宅の危険箇所を確認したことがある	危険箇所を知って意識するだけでも防犯レベルは向上します。
☐ 最近駐輪場で被害や不審者が出る	屋内駐輪場・駐車場の死角をなくす対策を検討してください。
☐ エントランス・集合ポスト周辺が暗い	人がいるかどうか分からない程の暗さは、用心が必要です。

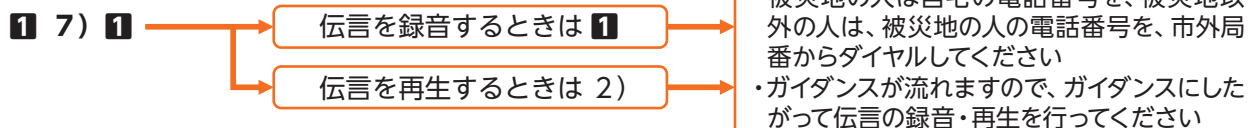
緊急時の通報先

警察	Police 경찰	警察	110
消防・救急	Fire and other emergencies 소방및구급	消防、急救	119

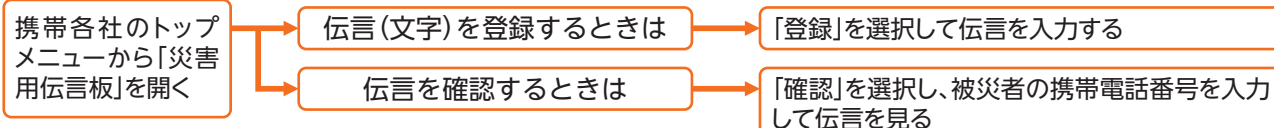
災害時の安否確認について

災害発生時（震度6弱以上の地震など）には、NTTの「災害用伝言ダイヤル」が稼働します。事前契約は不要で、家族や友人などが被災した場合の安否確認に活用できます。携帯電話からも利用できます。

■災害用伝言ダイヤル「171」の利用手順



■携帯電話災害用伝言板(文字)利用手順



官 庁	
豊中市役所	☎ 06-6858-5050
豊中市消防局	☎ 06-6853-2345
豊中市保健所	☎ 06-6152-7307
豊中市警察	☎ 06-6849-1234

ライフライン	
豊中市上下水道局	☎ 06-6858-5050（豊中市役所代表）
関西電力 北摂営業所	☎ 0800-777-8015
大阪ガス（ガス漏れ等）	☎ 0120-5-19424

市営住宅の修繕の受付等については、

□平日／8：45～17：15

豊中市営住宅募集・管理センターまでお願いします。

TEL: (06) 6858-2395

緊急時

□土・日・祝日・夜間緊急時 ▼時間外受付はこちらになります!!

大阪ガスセキュリティサービス(株)までお願いします。

TEL: (06) 6303-4080

●犬猫鳥等の飼育と餌付けは禁止

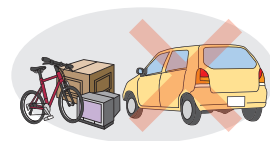
犬猫鳥等の飼育や餌付けは禁止されています。もし、飼育されている方は、飼育可能な方に譲るなど自主的な対処をお願いします。



●不法投棄・迷惑駐車等の禁止

市営住宅内のゴミの不法投棄、自転車・バイク等の放置または違法駐車は、迷惑になるばかりか、緊急自動車の通行の妨げにもなります。絶対にやめましょう。

お互いに「しない・させない」という意識で、住環境を守りましょう。



●騒音トラブルは大丈夫ですか!?

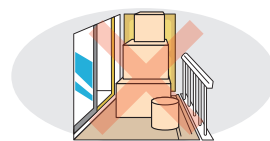
大きな音は上下階や両隣に響きます。普段の生活で自然におこる“生活音”を避けることは難しいですが、床を鳴らすような激しい動きは出来るだけ避けるようにし、特に深夜や早朝などは大きな音を出さないよう、お互いに気をつけましょう。



●ベランダは整理整頓しましょう!

緊急時、ベランダは入居者みなさま（特に両隣）の避難経路になります。

逃げ道をふさぐような物を置かないようにし、整理整頓を心掛けましょう。



●「孤独死」を防止しましょう!

全国で孤独死するケースが発生し、社会問題化しています。常日ごろからのコミュニケーションを大切にして、高齢者が孤立しないようにしましょう。



●豊中市安否確認ホットライン ～あなたの気づきをつなげてください～

ご近所に、最近見かけなくなったなど、孤独死につながるような人はいませんか？

06-6858-3327

～安否確認ホットラインとは～

地域のひとり暮らし高齢者などの自宅で、生命の危険が案じられるような「SOS」に気づいたときの連絡窓口です。連絡を受けた場合は、関係各課と連携し、必要に応じて警察や消防にも協力を要請して、迅速な安否確認を実施します。



自宅に倒れているのが確認できた場合は、警察（110番）または消防（119番）へ緊急通報してください。

ひと声ふれあい収集 高齢者・障がい者支援

●ひと声ふれあい収集とは

「65歳以上の介護サービスを受けている方」及び「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方」の在宅生活を支援するため、家庭から排出されるごみをごみ置場まで持ち出すことが困難な世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみ収集を行います。

●安否確認も同時に行います

ごみ収集時に「ひと声」かけることにより、高齢者や障害者の方々とのコミュニケーションを図り、安否の確認を行います。

●ご利用できる世帯

市内に居住する次のいずれかに該当する世帯で、世帯構成員が家庭系ごみをごみ置場まで持ち出す事が困難な世帯です。ただし、近隣の方や親族等の協力を受けることができる対象世帯及び特別養護老人ホームなど福祉施設に入居の対象世帯は除きます。

- 1 要介護度2以上の認定を受けた65歳以上の世帯
- 2 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級の身体障害者の世帯
- 3 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの知的障害者の世帯
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級の精神障害者の世帯



お問い合わせやお申し込み先

中部事業所

☎ (06) 6843-3512

申込書は家庭ごみ事業課、環境政策課、長寿安心課、障害福祉課、長寿社会政策課、高齢者及び障害者関係施設等にあります。